農林土木工事特記仕様書（令和８年８月 15 日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第１条　本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和６年 10 月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第２条　「徳島県農林土木工事共通仕様書　令和６年 10 月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24　建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1　適用

1. 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11　工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降３０日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13　施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(3)受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

①現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が 200 万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。

②主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と３ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1.選任通知

（4）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴の写し

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

4.低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 項イ、ロまたはハに該当する技術者を 1 名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

5.監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第 15 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項（1）を準用するものとする。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57　しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第２号）または標板（様式第３号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（徳島県農林土木工事施工管理基準に関する変更仕様事項）

第３条　第３条 「徳島県農林土木工事施工管理基準　令和６年１２月」に対する【変更】

仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合又は基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

第４条　当初請負額が 500 万円以上、3,000 万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２　前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

４　施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が 500 万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

５　受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（１）徳島県工事検査規程第７条の補修工事の請求又は第８条の簡易な修補の指示が行われた場合

（２）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

（３）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/

（１日未満で完了する作業の積算）

第５条　１日未満で完了する作業の積算（以下、「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

２　受注者は、別に定める「１日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

３　同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。

４　受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。

５　災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用

して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

１日未満で完了する作業の積算について（農林土木版） 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第６条　本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

２　受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版） 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

第７条　本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工)」に係る試行工事であり、別に定める「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工)」に係る試行要領」を適用する。

２　猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、５月１日から１０月３１日までとする。

３　現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。

　また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。

４ 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。

５ 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7312949/

（資材価格高騰に対する特例措置）

第８条　本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

２　本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

第９条　本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

２　調達検討資材は、次の資材を想定している。これにより難い場合は、監督員等と協議するものとする。

資材名	規格	設計数量
塗料、希釈材、充填剤全般	－	－
ゴムライニング製品全般	－	－

３　受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、次の場合を想定している。

⑴調達検討資材の代替資材を調達した場合

⑵調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

⑶調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

なお、代替資材を調達する場合は、受注者は、協議の際に代替資材が設計図書で求められる機能や品質等を満足していることが確認できる資料を監督員等へ提出するものとする。

４　受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督員等に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

また、監督員から、別途調達経費の状況について報告を求められた場合は、その都度、速やかに報告するものとする。

５　本運用は、当面の間の運用とする。

運用掲載場所 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7314520/

（下請次数の制限）

第１０条　本工事は、下請次数を制限する工事である。

２　受注者は、下請次数が３次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書（様式第１号）を発注者に提出するものとする。

３　受注者は下請次数が３次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

（仮設トイレの洋式化）

第１１条　受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ)」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

２　受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。

３　受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。 ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第１２条　本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型)」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/

（オンライン電子納品）

第１３条　受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

２ なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第１４条　本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型)」の試行工事である。

２　対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】 徳島県 CALS/EC HP https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/

（ＣＣＵＳ活用推奨モデル工事）

第１５条　本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（ＣＣＵＳ活用推奨モデル工事)」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（農林） **徳島県** HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/

（週休２日確保工事）

第１６条　本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休２日に取り組む「週休２日確保工事」であり、別に定める「農業土木工事における週休２日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。)」を適用する。

２　実施要領に基づき本工事で完全週休２日（土日）に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

３　施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休２日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

農業土木工事における週休２日確保工事等実施要領 徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/

（標示板記載例）月単位の場合

（標示板記載例）完全週休２日（土日）の場合

（見積施工歩掛実態調査）

第１７条　本工事の撤去・据付工、試運転調整工の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

（本工事の特記仕様事項）

第１８条　本工事における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

その他特記仕様書　　（別紙）

第１章 工事内容

1-1　目的

本工事仕様書は、田野揚水機場における機械設備を補修することにより、施設の機能保全を図るものとする。

1-2　工事場所

徳島県小松島市芝生町

1-3　工事の概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) No.1、2主ポンプ　　更新整備
(2) No.1、2主ポンプ用電動機　　更新整備
(3) A、B、Cブロック用真空ポンプ　　更新整備

1-4　工事数量

本仕様書による（別添図面参照）。なお、下記に示す機械設備等は本工事の範囲外とする。

(1)　前項に示す排水機設備以外
(2)　排水機場の冷却水槽工事及び建屋工事
(3)　仮締切工事及び水替工事
　　ただし、局部的な水替は請負者が行うものとする。
(4)　コンクリート建造物の箱抜き工事
　　ただし、差筋及び二次コンクリート工事、アンカーボルト等のモルタル充填は含むものとする。
(5)　照明設備及び換気扇並びに配線工事（建築関係設備）
(6)　責任分界点までの引込み外線工事

1-5　現場条件

(1)　関係機関との調整
　　関係者（受益者、関係官公署等）との協議を行うものとする。

1-6　提出書類

提出書類の部数は下記のとおりとする。

(1) 承諾図書　　提出部数　1部　（Ａ４サイズ）。
(2) 完成図書　　提出部数　2部　（Ａ４サイズ）。
(3) その他協議資料等　　監督職員の指示によるものとする。

1-7　工事電力等

本工事に要する電力料金は、請負者の負担とする。

第２章 設計仕様

2-1　設計一般

設計に当たっては関係する諸基準、規格を遵守し、十分検討を行い、環境に順応した調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。

2-2　準拠規定・基準

仕様書に記載していない事項は、下記基準によるものとする。

(1) 施設機械工事等共通仕様書　（農林水産省農村振興局）
(2) 土地改良事業計画設計基準（ポンプ場）　（農林水産省農村振興局）
(3) 施設機械工事等施工管理基準　（農林水産省農村振興局）
(4) 電気設備計画設計技術指針（高低圧編）　（農林水産省農村振興局）
(5) 水管理制御方式技術指針（ﾎﾟﾝﾌﾟ場編、畑地かんがい編）　（農林水産省農村振興局）
(6) 日本工業規格（JIS）　（日本規格協会）
(7) 電気規格調査会標準規格（JEC）　（電気学会）
(8) 日本電機工業会標準規格（JEM）　（日本電気工業会）
(9) 労働安全衛生規則
(10)その他関係法規、条例等

2-3　設計諸元

(1)No.1主ポンプ　設計

1.　整備内容　　更新

2.　仕　　様

項　　目	仕　　様	
(1)ポンプ仕様	形　　式	φ200×DF-SB-M
	口　　径	(吸込)200mm×(吐出)200mm
	全　揚　程	17.0 m
	吐　出　量	5.4 m3／min
	回転速度	1800 min-1
	軸　封　水	グランドパッキン
	液温・液質	常温、農業用用水
	主要部材	ケーシング　FC200(同等以上)
	〃	羽根車　CAC403(同等以上)
	〃	主軸　S45C(同等以上)
(2)ポンプ付属品	共通ベース	1式
	軸継手	1式
	軸継手カバー	1式
	基礎ボルト、ナット	1式
	圧力計	1式
	連成計	1式
	電極式満水検知器	1式
	その他必要なもの	1式

(3)電動機仕様	形　　式	全閉外扇
	電　　力	30.0ｋｗ
	電　　圧	AC200V
	周 波 数	60Ｈｚ
	極　　数	4P
(4) 数　　量	台　　数	１台

(2)No.2主ポンプ　設計

1. 整備内容　　更新

2. 仕　　様

項　　目	仕　　様	
(1)ポンプ仕様	形　　式	φ200×DF-SB-M
	口　　径	(吸込)200mm×(吐出)200mm
	全 揚 程	17.0 m
	吐 出 量	5.4 m3／min
	回転速度	1800 min-1
	軸 封 水	グランドパッキン
	液温・液質	常温、農業用用水
	主要部材	ケーシング　FC200(同等以上)
	〃	羽根車　CAC403(同等以上)
	〃	主軸　S45C(同等以上)
(2)ポンプ付属品	共通ベース	1式
	軸継手	1式
	軸継手カバー	1式
	基礎ボルト、ナット	1式
	圧力計	1式
	連成計	1式
	電極式満水検知器	1式
	その他必要なもの	1式
(3)電動機仕様	形　　式	全閉外扇
	電　　力	30.0ｋｗ
	電　　圧	AC200V
	周 波 数	60Ｈｚ
	極　　数	4P
(4) 数　　量	台　　数	１台

(3)A,B,Cブロック用真空ポンプ　設計

1.　整備内容　　更新

2.　仕　様

項　目	仕　様	
(1)仕様	形　式	VPZ-M
	口　径	32mm
	最大風量	1.0m3/min
	最大真空度	85kPa
	動　力	2.2kw
	回転数	1800rpm
	主要部材	ｹｰｼﾝｸﾞ　FC200(同等以上)
	〃	ｻｲﾄﾞｶﾊﾞｰ　FC200(同等以上)
	〃	羽根車　CAC402(同等以上)
(2)　数　量	台　数	３台

2-4　塗装仕様

塗装仕様は、下記要領を標準とする。

(1) 塗装に先立ち塗装面は充分に下地処理を行ない、錆・黒皮・塵・油類・その他付着物を完全に除去するものとする。

(2) 機械単体品については、各メーカーの標準仕様とする。

(3) 現場塗装は原則として、補修及びタッチアップのみとする。

現地接合部の塗装は、工場塗装と同種類の塗装とするが刷毛塗りが原則である。

2-5　疑義

設計に当たり本仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、直ちに監督員と協議し、指示を得なければならない。

第３章 施工条件

3-1　　工程制限

(1) 工種

該当無し

(2) 部分引渡し

該当無し

(3) 完了受渡し

別途協議によるが、性能試験検査合格の後とする。

第４章 仮設　　特になし

第５章 貸与する施設等　　該当なし

第６章 外注品

ＪＩＳ又はその他関係する規格、規準に合格したものとする。

第７章 機械設備据付・撤去工事

7-1　一般事項

(1) 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任を持って施工のなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。

(2) 検測又は確認

この工事の検測又は、確認を下記の段階で受けなければならないが、監督員と協議によるものとする。

1) 現地検査

・ 材料検査
・ 据付・撤去状況
・ 運転時

該当工種　　No.1、2主ポンプ及びNo.1、2主ポンプ用電動機

（運転時の検測、確認は8-2(1)も参照）

(3) 安全施設

破損した場合は、請負者において同等に復旧しなければならない。

(4) 輸送

各機器の輸送と保管は、積載超過運搬を防止変換や破損等のないよう荷造を行い、各機器の名称等記入し、荷卸し後他の工事業者と混同しないように処置をしなければならない。

(5) 配管の接合

配管の接合は漏水がないように正確・確実に行うと共に、配管の固定は、堅ろうに取り付けること。

(6) 据付

据付に当っては厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運転時に振動、異常音のないように正確に据付なければならない。また、据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

第８章　施工管理

8-1　施工管理

請負者は、農林水産省施設機械工事等施工管理基準（令和４年度）及び徳島県農林土木工事施工管理基準（令和6年12月）に準拠し、施工管理するものとする。

8-2　試運転

(1) 試運転

据付工事が完了した時は、監督職員立会いのもとに、その指示に従い現場において試験及び機場全体の総合試運転まで行い、支障がないか確認する。

異常がある場合、監督員と協議することとする。

8-3　写真管理基準

(1) 一般事項

工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整理し、工事の完了後又は必要なつど提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。

(2) 撮影基準

撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置・寸法等を表示するものとする。

8-4　その他

設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、構造、機能上又は製作据付上当然必要と認めれる軽微な事項については請負者の負担で処理するものとする。